

総務文教常任委員会委員長報告

去る11月29日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案2件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- 1 審査年月日 令和5年12月4日(月)
- 2 場 所 委員会室2
- 3 出席委員 青野康子、大嶋達巳、湯沢美恵、今関公美、
島野和夫、滝瀬光一、諏訪幸男
- 4 審査結果

「議案第71号」北本市行政組織条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第75号」北本市野外活動センター設置及び管理条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎「議案第71号」について

(1) 「健康推進部がこども健康部に変わり福祉部との課の移管もあることから、業務の連携はスムーズにできるのか」と質疑したところ、「令和5年4月1日からこども家庭庁が設置されたことや児童福祉法の一部改正を受け、妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な支援が提供できる体制を構築するために、子育て関連の業務を所掌する子育て支援課を福祉部からこども健康部へ移管します。母子保健関連の業務を所掌する健康づくり課と同じ部にすることで指揮命令系統を一本化し、相談支援体制の強化を図るものです。関

連している部署とは今後も引き続き連携を図っていくものと考えています」
との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第75号」について

(1) 「オートキャンプ場の利用区分が新たに追加されているが、導入に至った経緯と年間の利用見込みについて」質疑したところ、「指定管理者からオートキャンプ場を導入したいと提案があったことがきっかけで、その背景としては、敷地内のあまり使われていない多目的広場を有効活用するとともに、現在キャンプがブームになっていてニーズを見込めると判断したためです。また、年間260件程度、約110万円の利用を見込んでいます」との答弁がありました。

(2) 「キャンプ場のテントサイトの利用料金が値上げされている理由について」質疑したところ、「北本市使用料・手数料の適正化に関する基本方針で使用料の算定方法が定められており、施設の運営に関わる費用、減価償却を含めた施設建設費、近隣のキャンプ場利用料金等を考慮した上で利用料金を定めています」との答弁がありました。

(3) 「新たに追加されているオートキャンプ場と既存のキャンプ場テントサイトの利用料金に関する積算について」質疑したところ、「オートキャンプ場については、基本方針に基づく計算で約6,000円となり、ペットを同伴する場合及び近隣施設とのバランスを考えた結果、1区画4,000円に設定しました。また、キャンプ場テントサイトについては、基準使用料がデイキャンプで307円、ナイトキャンプで1,166円、合わせて1,473円となることから、この合計値を参考に合計1,400円となるよう利用料金を改定しました」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

以上、報告いたします。

令和5年12月15日

総務文教常任委員会

委員長 諏訪 幸 男

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様